

参 考

【 長時間労働者への医師による面接指導制度について 】

- ・ 脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。
- ・ 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場も平成 20 年 4 月から適用されています。（* 地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできます。）

医師による面接指導の対象となる労働者は、「時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）」

「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超えたら

- （事業者）申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- （労働者）面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。
- （産業医）労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。

面接指導又は面接指導に準ずる措置（以下、「面接指導等」という）の対象となる労働者は、

長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が 1 月当たり 80 時間超）により、疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）

事業場において定められた基準に該当する労働者

時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えたら

- （事業者）申出をした労働者に対し、面接指導等を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。
- （労働者）面接指導等の申出をし、面接指導等を受けましょう

事業場において基準を設定するに当たっては

- * **時間外・休日労働時間が月 100 時間又は 2～6 月平均で月 80 時間を超えたら**
（事業者）該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、面接指導を実施するよう努めましょう。
面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。
（労働者）面接指導等を受けましょう。
- * **時間外・休日労働時間が月 45 時間を超えたら**
（事業者）健康への配慮が必要な者が面接指導等の措置の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。
必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

なお、制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

・ 厚生労働省：職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策(過重労働による健康障害防止対策)

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>)